

平成 22 年 3 月 4 日

各位

会 社 名 吉本興業株式会社
本店所在地 大阪市中央区難波千日前 11 番 6 号
代表者名 代表取締役 大崎 洋

ロイヤルカスタマー・チケットサービスのお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 14 日から平成 21 年 10 月 29 日まで行われたクオンタム・エンターテイメント株式会社（以下「クオンタム社」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け及び平成 22 年 1 月 28 日に開催されました当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の決議により、平成 22 年 3 月 1 日に、クオンタム社の完全子会社（以下「本完全子会社化」といいます。）となりました。また、その後、当社とクオンタム社は平成 22 年 6 月 1 日を効力発生日として、合併（以下「本合併」といいます。）する予定です。

本完全子会社化にあたって、当社は、当社のファンの皆様をはじめとした当社を熱心にご支援・ご声援くださる皆様こそが、当社にとってかけがえのない財産であることをクオンタム社にご理解いただきました。クオンタム社は、これに応えて、本完全子会社化の後も、当社を熱心に応援してくださる皆様からの暖かいご支援と、劇場でのご声援・激励を頂戴するため、クオンタム社による平成 21 年 9 月 11 日付「吉本興業特別ファンクラブ（仮称）検討のお知らせ」に記載のとおり、特別ファンクラブ（仮称）の創設を検討している旨を公表されました。

その後、当社とクオンタム社で協議を行った結果、当社とクオンタム社の本合併の効力が発生した場合には、以下の内容の「ロイヤルカスタマー・チケットサービス」（以下「本サービス」といいます。）を開始することを決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、上記クオンタム社による公表資料に記載された内容と一部異なっているところがございますが、その場合には本書記載の内容が優先されますので、予めご了承ください。幸いです。

皆様におかれましては、引き続き変わらぬご愛顧とご声援・激励を賜りたいと存じますので、何卒よろしくごお願い申し上げます。

記

I 名称

「ロイヤルカスタマー・チケットサービス」

II 目的

本サービスは、当社を熱心に応援してくださる皆様のうち、一定の条件を満たした方々のために、当社が運営する劇場における通常公演にご利用いただける鑑賞券（以下「優待券」といいます。）を発行して当社の顧客サービスの一内容とさせていただくとともに、顧客の皆様から、当社に対するさらなるご支援・ご声援を引き続き頂戴し、当社の公演内容のより一層の向上と充実を図ることを目的としております。なお、現時点において、本サービスの内容としては、優待券の発行のみを予定しておりますが、今後、その内容が変更となる可能性があります。

III ロイヤルカスタマー

以下の【表 1】の①ないし⑥の資格要件（以下「本サービス資格要件」といいます。）を満たした方をロイヤルカスタマーとさせていただきます。また、それぞれのサービス区分（以下単に「サービス区分」といいます。）に従い、本サービスの提供を受けることができます。

【表 1】

	資格要件	サービス区分
①	毎年1月1日から12月31日までの間において、継続して、よしもと友の会プレミアムメンバーとして登録されており、かつ、同期間中に、チケットよしもと web ページを利用して合計 50,000 円以上のチケットをご購入いただいた方。	I 種
②	毎年1月1日から12月31日までの間において、チケットよしもと web ページを利用して合計 100,000 円以上のチケットをご購入いただいた方。	
③	平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間に、当社の株主として、当社の株主優待として割引券の発行を受けられた方。	
④	毎年1月1日から12月31日までの間において、よしもと友の会プレミアムメンバーとして登録されており、かつ、同期間中に、チケットよしもと web ページを利用して合計 100,000 円以上のチケットをご購入いただいた方。	II 種
⑤	毎年1月1日から12月31日までの間において、チケットよしもと web ページを利用して合計 200,000 円以上のチケットをご購入いただいた方。	
⑥	平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間に、当社の株主として、当社の株主優待として株主券の発行を受けられた方。	

- (注) 1. ①、②、④、⑤において、チケットよしもとweb ページを利用してチケットを購入するとは、チケットよしもと web ページにおいてチケットの予約を行い、購入及び代金支払いまでを完了させた場合をいい、チケットの予約のみを web ページにて実施し、代金の支払いとチケットの授受を行わなかった場合、またチケットよしもと web ページのご利用以外の方法(店頭等でのご予約・ご購入)でチケットをご購入いただいた場合は含みません。
2. ①、②、④、⑤の資格要件の有無は、複数名義を利用してチケットよしもとをご利用なさっている方については、それぞれの名義ごとにチケットを購入した合計額を計算して判断いたします。複数の異なる名義にてチケットを購入している方について、各名義の名寄せはいたしません。
3. 本サービス資格要件を同時に複数満たしている場合であっても、重複して複数の本サービスを受けることはできません。また、サービス区分Ⅰ種とⅡ種を同時に満たしている場合には、Ⅱ種によるサービスのみを受けることとなります。

IV サービス内容

ロイヤルカスタマーは、所定の申込手続きを実施することにより、その年の7月16日から3年後の7月15日までの間、それぞれのサービス区分に従い、以下のとおり優待券を受領することができる権利を取得します(以下「優待券受給資格」といいます。)。なお、実際に優待券を取得するためには、毎年1回、下記Vの年会費を納入していただくことが必要となります。

優待券受給資格が残存している間に、本サービス資格要件の①、②、④、⑤を満たした方は、当該年の翌年に所定の手続きを経ることによって、同一サービス区分による権利期間の延長またはサービス区分Ⅰ種からⅡ種への昇格を受けることができます。

(1) サービス区分Ⅰ種

なんばグランド花月・京橋花月・ルミネ the よしもと・よしもとプリンスシアター(以下「対象劇場」といいます。なお、対象劇場は、平成22年3月1日現在のものであり、新劇場の開設や既存劇場のリニューアル・閉鎖等の事情により変更になる場合がございます。以下、同じです。)において開催される通常公演の際に利用できる優待券を年間2枚発行いたします。優待券の有効期限と発行枚数は次のとおりです。

有効期限	発行枚数
発行された年の7月16日から翌年1月15日まで	1枚
発行された年の翌年1月16日から7月15日まで	1枚

(2) サービス区分Ⅱ種

対象劇場において開催される通常公演の際に利用できる優待券を年間 6 枚発行いたします。優待券の有効期限と発行枚数は次のとおりです。

有効期限	発行枚数
発行された年の 7 月 16 日から 11 月 15 日まで	2 枚
発行された年の 11 月 16 日から翌年 3 月 15 日まで	2 枚
発行された年の翌年 3 月 16 日から 7 月 15 日まで	2 枚

なお、申込書を提出し、優待券受給資格を取得することができるのは、本サービス資格要件を 1 回満たすごとに 1 回限りとさせていただきます。従いまして、本サービス資格要件の①、②、④、⑤を満たす方は、当該資格要件をみたすごとに本サービスの申込みまたは権利期間延長の申請ができますが（但し、重複して複数の本サービスを受けることはできません。）、本サービス資格要件③、⑥により申込みを行う方は、平成 22 年に資格要件が発生するのみであり、別途、①、②、④、⑤の資格を満たしていただかない限り、今後、本サービスの申込みを行うことはできません。

V 手続及び年会費

本サービスへの申込みを希望される方は、当社から送付される案内文書（本サービス資格要件①、②、④、⑤を満たす方はメールにて、本サービス資格要件③、⑥を満たす方は郵送にて 3 月中にご案内いたします。）に従って、本サービス資格要件を充足した翌年の 3 月 1 日から 6 月 15 日までの間に案内文書とともに送付させていただきます申込書に所定の事項をご記入いただき、指定の宛先にご返送ください。当該申込書によるお申込みにより、3 年間の優待券受給資格が発生いたします。優待券受給資格が発生されました方には、年会費お支払いの案内を送付いたします。

また、年会費お支払いの案内が送付されました方は、サービス区分に応じて、年会費お支払いの案内が送付された当該年度の以下の年会費を、当該年度の 7 月 1 日から 11 月 15 日までの間に対象劇場窓口にて現金にてお支払いいただければ、当該年度の優待券を受け取っていただくことができます。なお、11 月 16 日から翌年の 5 月 31 日までの間も年会費の受付をいたしますが、その際は年会費をお支払い頂いた日が優待券の種類によっては、当該優待券の有効期限後となる場合があります、そのような場合には、当該優待券を使用することができませんので、ご注意ください。

(1) サービス区分Ⅰ種： 1,000 円

(2) サービス区分Ⅱ種： 2,000 円

申込手続きを完了され、所定の年会費を対象劇場窓口にて現金にてお支払いいただいた方に、1 年分の優待券をサービス区分に従いお渡しいたします。なお、優待券を受領された時点で有効期限が経過している優待券についてはご利用になることはできません。また、有効期限の経過している優待券の払い戻しも行いませんのでご注意ください。（優待券の有効期

限は「IV サービス内容」をご参照ください。)

なお、対象劇場以外の劇場または他社チケット販売窓口等でのお手続き、または郵送によるお手続きはできませんので、あらかじめご了承ください。

VI 優待券

優待券は、対象劇場の共通券であり、優待券 1 枚で、対象劇場のいずれかの劇場の 1 公演に 1 名様のご予約ができます。また、優待券は、貸切公演・特別興行その他、当社にて適宜指定する公演・興行には利用できません。

優待券での観劇の予約は、本サービス専用ダイヤル（電話番号：0570-029-567）で観劇希望日の 1 週間前から前日まで受け付けいたします。なお、優待券は、本サービス資格要件を満たしたご本人様もしくはその同伴者様のみがご利用できるものとし、有償・無償を問わず、譲渡を一切禁止いたします。

VII その他

本サービスにつきましては、当社の経営状況の変化や、法令上の規制等の理由により、内容変更や廃止される場合がありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

なお、本サービスの規約は、

http://www.yoshimoto.co.jp/src/ticket-service_kiyaku.pdf

に掲載しておりますので、詳しくはこちらをご覧ください。

以上

本お知らせに関するお問い合わせ先

吉本興業株式会社 大阪 06-6643-1122 / 東京 03-3209-8302